

【No.57】加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。

所得の金額の計算に関する明細書

御注意

「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し

得合することになります。

区 分		總 計	
加	期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	
算	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
	損金経理をした納税充当金	4	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。 )及び過怠税	5	
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6	
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7	
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8	
	通 算 法 人 に 係 る 加 算 額	9	
	(別表四付表「5」)	10	
	小 計	11	
減	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12	
算	納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13	
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額	14	
	(別表八(一)「13」又は「26」)	15	
	外 国 子 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額	16	
	(別表八(二)「26」)	17	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	18	
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	19	
	法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	20	
	所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	21	
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額	22	
	(別表四付表「10」)	23	
	仮 払 経 理 等 の 損 金 算 入 額	24	
	(別表九(一)「31」)	25	
	前 事 業 年 度 以 前 に 所 得 金 額 に 加 算 し た 有 価 証 券 若 し く は ゴ ル フ 会 員 権 等 の 評 価 損 又 は 減 損 損 失 の 額 について、当 事 業 年 度 に 売 却 等 の 減 算 事 由 が 生 じ た も の を 減 算 し て います か。	26	
	【No.12】	27	
	【No.17】別表五(二)の「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を減算していますか。	28	
	【No.17】	29	
	損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額	30	
	(別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	31	
	合 計	32	
	(26)+(27)±(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	33	
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額	34	
	(別表九(一)「31」)	35	
	特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 配 分 等 の 損 金 算 入 額	36	
	(別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	37	
	中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	38	
	非 適 格 合 併 又 は 剰 余 財 産 の 全 部 配 分 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	39	
	差 引 計	40	
	(34)から(38)までの計	41	
	更 生 欠 損 金 又 は 民 事 再 生 等 評 価 換 え が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 等 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	42	
	(別表七(三)「9」又は「21」)	43	
	通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 益 金 算 入 額	44	
	(別表七(三)「5」又は「11」)	45	
	当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額	46	
	(別表七(二)付表「23の計」)	47	
	差 引 計	48	
	(39)+(40)±(41)+(42)	49	
	欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額	50	
	(別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)	51	
	總 計	52	
	(43)+(44)		
	新 鉦 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉦 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額		
	(別表十(三)「43」)		
	農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額		
	(別表十二(十四)「10」)		
	農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 圧 縮 額 の 損 金 算 入 額		
	(別表十二(十四)「43の計」)		
	関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額、中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額		
	(別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)		
	特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額		
	(別表十(六)「15」-「11」)		
	剰 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額		
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額		

【No.14】別表五(二)の5、10、15及び24~29の⑤欄でプラス表示している金額を2欄、3欄及び5欄で加算していますか。

【No.2】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を加算していますか。  
【No.47】損益計算書の有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を加算していますか。  
【No.48】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を加算していますか。

【No.16】別表五(二)の19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を13欄等で減算していますか。

【No.15】別表五(二)の5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等(いずれも還付加算金を除きます。)の額で、雑収入等に計上しているものを18欄又は19欄で減算していますか。

別表四  
合四・四・一以後終了事業年度分